

立川市・施策一覧(当面の制度運用厳格化対応)

施策番号	施策	提言番号	提言	主な提言内容	重要性	優先度	第1ステップ	第2ステップ	第3ステップ	分類
1	実務的なガイドラインの整備・見直し	1	特命随意契約ガイドラインの具体化	「特命随意契約のガイドライン」の内容をより具体的なものにする。	大	A				契約
		2	単価契約のガイドラインの明定	単価契約を締結することができる要件を明定し、単価契約の適切性を判定するチェックリストの整備等を行う。	大	A				契約
		3	委託業務の見積を外部に依頼する場合のガイドラインの明定	外部に見積等を依頼する場合のガイドラインを作成する(参考見積の複数者からの入手、見積業者への発注禁止、見積の正式な業務委託など)。	大	A				契約
		4	指名基準の具体化	現状の指名基準をベースとし、より具体的・客観的な指名基準を策定し、当該指名基準により選定する(最適調達基準策定までの暫定措置)。	大	A				契約
		5	地域要件の廃止を前提としたメリット・デメリットの検討	公正な業者選定や競争性の確保と、いわゆる官公需法の規定にもある市内業者の育成や中小企業の受注機会の確保による地域振興とのバランスを検討する。	大	A				契約
		6	制限付き一般におけるJV義務付けの廃止	制限付き一般競争入札において、運用上の地域要件として市内業者を参加させたJVの組成を条件とすることについては、原則不可とする。	大	A				契約
		7	「競争入札業者選定委員会規程」の見直し	議事録の作成、委員会メンバーによる指名業者の技術力等の確認、委員会メンバーに外部委員を参加させる等、委員会の運営を改善させるような規程内容に改訂する。	大	A				契約
		8	談合情報対応マニュアルの見直し	談合情報対応マニュアルの「調査に値する情報」の判断基準をより具体的なものとする。	中	A				契約
2	設計・積算に関する情報セキュリティ	9	情報セキュリティに関する規程等の策定・周知	情報セキュリティに関する規程・規則等を整備し、周知徹底する施策を実行する。	大	A				品質
		10	情報セキュリティを確保するための職場環境整備	業者の営業担当者が設計担当課等の職場に簡単に出入りできないような、工事情報や設計・積算金額等の情報を守秘することが可能な職場環境とする。	大	A				品質
		11	重要書類の保管ルールの徹底	年間工事予定表や設計・積算に関する重要書類等については、施錠管理等のルールの遵守を徹底する。(なお、この論点については、書類保管スペースが少ない等の問題の有無の検討が必要である。)	大	A				品質
3	工事内訳書のチェック方法の見直し、ルール化	12	工事内訳書のチェック(工事原価別の内訳提示のルール化)	材料費、人件費、外注費などの主な工事原価の内訳がわかるように資料の提出をルール化する(最低限でも外注費の記載を求めることは、「一括下請負」の禁止を定めた建設業法違反の有無のチェックにも有効である)。	大	A				契約
		13	工事内訳書のチェック(チェックフロー等の策定)	工事内訳書のチェックリストやチェックフローを作成する。	大	A				契約

立川市・施策一覧(当面の制度運用厳格化対応)

施策番号	施策	提言番号	提言	主な提言内容	重要性	優先度	第1ステップ	第2ステップ	第3ステップ	分類
4	ガイドラインの適用による運用厳格化	14	特命随意契約ガイドラインの運用厳格化	特命随意契約の適切性を判定するチェックリストの整備、当該業者が「特命随意契約のガイドライン」で要求されている内容を具備する確証の理由書への添付、特命随意契約理由書の財務部の決裁事項化等、適切でない理由書については特命随意契約としない仕組みを確立する。	大	A				契約
		15	単価契約の運用厳格化	単価契約を指名競争入札とすることについて、理由を明確にする。	大	A				契約
		16	不落随意契約の運用厳格化	不落随意契約について、予定価格を推定しにくくするためのコントロールを検討する(価格提示回数の制限等)。	大	A				契約
		17	不落随意契約の縮小促進	告示・入札実施から着工・工期末までのスケジュールの見直しや契約事務の効率化により、日程的な余裕を持たせ、入札不調であった場合に入札の再実施が可能な状況にすることも併せて検討する。	大	B				契約
		18	指名業者選定根拠の事跡確保	各案件の指名業者選定の根拠を合理的に証明できる事跡を確保する。	大	A				契約
		19	指名業者の偏りに関するモニタリング	指名競争入札における指名業者の偏り等をモニタリングし、機会均等が確保できているかどうかを点検する(連結ベース)。	中	C				契約
		20	委託契約の業者選定方法の改善	委託契約についても、工事契約で進めている入札・契約制度改革と同様の観点での制度整備を行う(財務部契約課や主管課における要員面等の制約条件を考慮に入れる必要がある。)(競争性の高い入札方法の導入等)。	大	A				契約
		21	競争入札業者選定委員会メンバーによる指名業者の技術力等の確認	指名業者の決定に際して、指名業者の概要(技術者数など)、指名理由、過去の実績、技術力や施工品質面等についても十分に論議し、委員が主体的に判断する。	大	A				契約
		22	競争入札業者選定委員会の審議の事跡確保	競争入札業者選定委員会の議事録を作成し事跡を確保する。	大	A				契約
23	競争入札業者選定委員会のメンバー構成の再検討	競争入札業者選定委員会のメンバー構成の検討(第三者的な立場の職員(または外部専門家等)を入れる)。	大	A				契約		
5	工事内訳書チェックの実施	24	工事内訳書のチェック(積算結果との照合)	工事内訳書と立川市の積算金額の内訳とを比較し、両者に大きな乖離がないかといった観点での分析を行う。	大	A				契約・品質
		25	工事内訳書の異常値の検出と業者への対応	工事内訳書の内容を分析し異常値を検出して、不適切な記載を行う業者に対しては、格付けを下げる等の対応を行う。	大	A				契約
		26	工事内訳書と積算結果との照合(業者指導への活用)	積算能力に欠けると思われる業者に対しては、業者育成の観点から、必要に応じ主管課による積算技術の指導も行う(ただし、業者と職員の接触にあたって「適切な関係」を保つことができるようなガイドライン等の設定が前提である)。	中	C				品質

立川市・施策一覧(当面の制度運用厳格化対応)

施策番号	施策	提言番号	提言	主な提言内容	重要性	優先度	第1ステップ	第2ステップ	第3ステップ	分類
		27	建設業法違反(一括下請負)等の懸念がある場合の契約課と設計担当の情報共有	下請への発注比率の著しく高い案件については、建設業法で禁止される「一括下請負」の懸念があることから、財務部契約課でそのような「下請負届」を受領した場合には、当該案件の設計担当課にその旨通知する。	大	B				契約
		28	建設業法違反(一括下請負)等の懸念がある場合の現場における監視活動	設計担当部署では、外注比率の高い案件について通知を受けた場合には、現場での元請業者の関与度合いについて法令違反行為がないかを十分にモニタリングする。	大	B				品質
		29	建設業法違反(一括下請負)等を防止するためのガイドライン	元請業者による不適切な「丸投げ」や「さや抜き」等を防止するべく、下請業者の技術要件・地域要件等についても一定のガイドラインを定める。	大	B				契約
6	契約事務における内部牽制の確保	30	契約事務における内部牽制の確保	契約事務を行う担当者を複数配置し、相互にチェックする仕組みとする。	大	A				契約
7	審査・格付け方法の厳格化	31	連結ベースでの審査受付	競争入札参加資格の審査・格付けを行う際には、実質支配力基準に基づき、実質的に会社経営を支配している/されている関係にある場合には、必ず明示させる。	大	A				契約
		32	連結ベースでの審査・格付け	「連結ベース」での審査・格付けを行う。	大	A				契約
		33	連結ベースでの業者選定	指名競争入札に限らず、その他の入札方法による案件においても、入札参加資格審査で同一の連結グループに関する業者の事前チェックを行う。	大	A				契約
8	入札結果のモニタリング	34	業者参入の機会均等の確保状況のモニタリング(全般)	入札形態別の件数等の分析を継続的に実施し、入札・契約制度が、機会均等の確保の観点で常に適切性を確保しているかどうか検証する。	小	C				契約
		35	業者参入の機会均等の確保状況のモニタリング(制限付き一般)	制限付き一般競争入札への参加業者数等のモニタリングを行い、制度趣旨を踏まえた運用がなされているかどうかを点検する。	小	C				契約
		36	業者参入の機会均等の確保状況のモニタリング(参加希望)	参加希望型指名競争入札への参加業者数等のモニタリングを行い、制度趣旨を踏まえた運用がなされているかどうかを点検する。	小	C				契約
		37	価格低減の確保状況のモニタリング(契約形態別の落札率)	参加希望型指名競争の適用範囲拡大の影響等、落札率の推移について、財務部契約課その他の部署や監査委員等によるモニタリング手続の充実を図る。	小	C				契約
		38	業者参入の機会均等の確保状況のモニタリング(予定価格・最低制限価格近辺での落札)	予定価格非公表の案件に関し、予定価格(または最低制限価格)と近似する落札がないか、財務部契約課その他の部署等によるモニタリングを行う。悪質な場合は落札経緯等を調査する。	中	C				契約

立川市・施策一覧(当面の制度運用厳格化対応)

施策番号	施策	提言番号	提言	主な提言内容	重要性	優先度	第1ステップ	第2ステップ	第3ステップ	分類
		39	業者参入の機会均等の確保状況のモニタリング(単価契約の落札者)	単価契約の落札者に関する異常性の有無について、財務部契約課その他の部署等によるモニタリングを行う。	小	C				契約
		40	業者参入の機会均等の確保状況のモニタリング(1位不動産案件)	1位不動産案件の個々の案件の調査や異常性の有無について、財務部契約課その他の部署等によるモニタリングを行う。	小	C				契約
		41	価格低減の確保状況のモニタリング(全体)	契約全体における落札率の異常性の有無等に関し、財務部契約課その他の部署や監査委員等によるモニタリング手続の充実を図る。	小	C				契約
		42	価格低減の確保状況のモニタリング(業種別の落札率)	落札率の高い業種について、競争性を阻害する要素がないか、財務部契約課その他の部署や監査委員等によるモニタリング手続の充実を図る。	小	C				契約